

解説：マルチプル計算方法について

1. 個別企業のマルチプル

1) 欠損値処理

各評価指標に係るマルチプルの算出式定義は、解説「マルチプル法とマルチプルとは」に記載のとおりですが、業種平均値を生成するにあたり、攪乱要因となる個社のマルチプルは、欠損値扱いとして業種別平均値の計算対象から除外しています。

<欠損値扱いの基準>

売上倍率	予想売上 1億円以下、企業価値が0以下
営業利益倍率	予想営業利益 1億円以下、企業価値が0以下
EBITDA倍率	予想EBITDA 1億円以下、企業価値が0以下
純資産倍率(PBR)	予想株主資本 1億円以下
株価収益率(PER)	予想税引後当期利益1億円以下

注1) 評価指標の水準に基づく欠損値処理

企業価値を分子とする倍率指標(売上倍率、営業利益倍率、EBITDA倍率)の場合、分母がゼロに近づくにつれて、倍率は無限大になり、平均値の攪乱要因となるため、分子となる指標が1億円以下の場合、欠損値扱いとする。

注2) 企業価値の水準に基づく欠損値処理

企業価値がマイナスとなる場合(例えば、現預金と短期保有有価証券の合計が株式時価総額より大きい場合等)は、売上、営業利益、EBITDAに係る倍率指標は株価形成に影響を与えていないものとみなし、同指標に係る倍率は欠損値扱いとする。一方、株価収益率(PER)と純資産倍率(PBR)は資産の含み益や将来性を反映する指標として、算出を行っている。

2) 上下限値の設定

算出された個別企業のマルチプルは、業種平均値を生成するにあたり、攪乱要因となる異常値を排除するために、以下の上下限値が設定されています。

なお、前項1)で設定された欠損値に対しては、上下限値の設定は行われません。

<上下限値の設定基準>

上限値	各倍率指標の全業種95パーセンタイル点
下限値	各倍率指標の全業種5パーセンタイル点

2. 業種別マルチプル中央値

各社に設定されている業種区分(解説「業種区分一覧表」)毎に、個社で算出されているマルチプルの中央値が算出されます。

中央値算出にあたっては、前項1)で処理を行った欠損値は対象外で、上下限値設定後のマルチプルが使用されます。

[負債コスト/マルチプル関連データ]レポートに関するお問い合わせ先

株式会社 クレジット・プライシング・コーポレーション

〒104-0044 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー 28F

TEL: 03-3524-7220 FAX: 03-3524-7221 EMAIL: einfo@credit-pricing.com